償還払いと受領委任払いの流れ

|  |  |
| --- | --- |
| 償還払い（現行） | 受領委任払い |
| ①購入申請者が販売事業者から福祉用具を購入（被保険者は購入費の全額を支払い）②町へ申請　・申請書　・理由書　・見積書（特注の場合）　・カタログ等の写し③支給決定町は申請内容を確認し、申請者に支給決定通知書を送付し、支給決定額（給付分）を申請者に振り込む | ①事前申請・受領委任払適用承認申請書　・申請書　・理由書　・見積書　・カタログ等の写し※事前申請チェック票も併せて提出②対象確認　町が、認定状況、生保、滞納、年度内購入歴を確認③事前申請承認通知　①をもとに審査の上、町から申請者あて受領委任払承認通知を送付④購入申請者が販売事業者から福祉用具を購入（申請者は購入費の自己負担分のみ支払い）⑤町へ領収書の提出町は領収証の写しを受け取る⑥支給決定町は申請内容を確認し、申請者に支給決定通知書を送付する。販売事業者に振込金額のお知らせを送付し、支給決定額（給付分）を振り込む |